

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)					新条文 (令和4年10月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		
1	1	1	2	24	1	1	1	2	24	<p>情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票（工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。）については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p>	用語の説明を追加
					1	1	1	2	38	<p>準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p>	新規追加
1	1	1	2		1	1	1	2		<p>38. 工事とは (略) ～ 49. 施設機械工事等における承諾図書とは、 (略)</p> <p>39. 工事とは (略) ～ 50. 施設機械工事等における承諾図書とは、 (略)</p>	新規追加に伴う繰り下がり

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)					新条文 (令和4年10月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	7		1	1	1	7		<p>工事実績情報システム（コリンズ）への登録</p> <p>受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。なお、受注時登録は、入札情報サービス（PPI）の入札結果に添付されている連携用XMLデータを利用して登録することが望ましい。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	運用を追加	
1	1	1	13	2	1	1	1	13	2	<p>受注者は、第1項に示す法律の定め及び「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」（令和3年3月11日改正 建業第335号）に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しに施工体制台帳確認一覧表を添付して監督員に提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、第1項に示す法律の定め及び「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」（令和4年3月16日改正 建業第338号）に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しに施工体制台帳確認一覧表を添付して監督員に提出しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)					新条文 (令和4年10月版)					改定理由						
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項							
1	1	1	15	5	(2) 補助技術者の配置 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者及び補助技術者を兼ねることは禁止し、別紙 補助技術者通知書を提出する。	1	1	1	15	5	(2) 補助技術者の配置 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同等以上の技術者を専任で 土木工事の場合は2名、その他の工事の場合は1名 現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者及び補助技術者を兼ねることは禁止し、別紙 補助技術者通知書を提出する。	基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	17		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容、又は設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	1	1	1	17		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容、又は設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 設計変更の具体的な考え方や手続きについては、「静岡県設計変更ガイドライン（土木工事編）」（平成28年4月）によることとする。	基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	21	7	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	1	1	1	21	7	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、 建設発生土 を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	22	8	表1-1 段階確認一覧表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> PCホロースラブ製作工。 PC版桁製作工。 PC箱桁製作工。 PC片持箱桁製作工。 PC押出し箱桁製作工。 床版・構組工。 PCタンク。 ケーソン製作工。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 縦締め作業完了時。 PC鋼線・鉄筋組立完了時。 (工場製作除く)。 鉄筋組立完了時。 </td> </tr> </table>	PCホロースラブ製作工。 PC版桁製作工。 PC箱桁製作工。 PC片持箱桁製作工。 PC押出し箱桁製作工。 床版・構組工。 PCタンク。 ケーソン製作工。	縦締め作業完了時。 PC鋼線・鉄筋組立完了時。 (工場製作除く)。 鉄筋組立完了時。	1	1	1	22	8	表1-1 段階確認一覧表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> PCホロースラブ製作工。 PC版桁製作工。 PC箱桁製作工。 PC片持箱桁製作工。 PC押出し箱桁製作工。 床版・構組工。 PCタンク。 地覆工。 橋梁用高欄工。 ケーソン製作工。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 縦締め作業完了時。 PC鋼線・鉄筋組立完了時。 (工場製作除く)。 鉄筋組立完了時。 鉄筋組立完了時。 </td> </tr> </table>	PCホロースラブ製作工。 PC版桁製作工。 PC箱桁製作工。 PC片持箱桁製作工。 PC押出し箱桁製作工。 床版・構組工。 PCタンク。 地覆工。 橋梁用高欄工。 ケーソン製作工。	縦締め作業完了時。 PC鋼線・鉄筋組立完了時。 (工場製作除く)。 鉄筋組立完了時。 鉄筋組立完了時。	新規追加
PCホロースラブ製作工。 PC版桁製作工。 PC箱桁製作工。 PC片持箱桁製作工。 PC押出し箱桁製作工。 床版・構組工。 PCタンク。 ケーソン製作工。	縦締め作業完了時。 PC鋼線・鉄筋組立完了時。 (工場製作除く)。 鉄筋組立完了時。															
PCホロースラブ製作工。 PC版桁製作工。 PC箱桁製作工。 PC片持箱桁製作工。 PC押出し箱桁製作工。 床版・構組工。 PCタンク。 地覆工。 橋梁用高欄工。 ケーソン製作工。	縦締め作業完了時。 PC鋼線・鉄筋組立完了時。 (工場製作除く)。 鉄筋組立完了時。 鉄筋組立完了時。															

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和3年11月版）					新条文（令和4年10月版）					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
1	1	1	24		1	1	1	24		受注者は、品質証明の対象工事（当初請負金額が1億円以上の工事及び低入札価格調査対象工事）の場合には、次の各号によるものとする。	用語の修正
1	1	1	27	5	1	1	1	27	5	発注者は、修補の必要があると認められた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。	用語の修正
1	1	1	28	4	1	1	1	28	4	受注者は、発注者の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。	用語の修正
					1	1	1	30	9	受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、最新版の「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づくこととする。なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「静岡県情報共有システム機能要件書」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。	新規追加
					1	1	1	30	10	受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。	新規追加
1	1	1	33	1	1	1	1	33	1	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達 令和3年3月25日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）及び森林土木工事安全施工技術指針（林野庁 平成29年11月10日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和3年11月版）						新条文（令和4年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	33	13	監督員が、労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	33	13	監督員が、労働安全衛生法（令和元年 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	37	6	<p>受注者は、工事の施工に当たり表1-2に示す建設機械を使用する場合には、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年5月改正 法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成28年3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂 平成28年8月30日付け国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和2年3月31日 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車又は排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂 平成28年8月30日付け国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	1	1	1	37	6	<p>受注者は、工事の施工に当たり表1-2に示す建設機械を使用する場合には、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂 平成28年8月30日付け国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車又は排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂 平成28年8月30日付け国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)					新条文 (令和4年10月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		
1	1	1	37	9	1	1	1	37	9		
1	1	1	39	5	1	1	1	39	5		

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができる、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができる、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができる、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができる、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。」の使用を積極的に推進するものとする。

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。」の使用を積極的に推進するものとする。

基準類の改定に伴う修正

基準類の改定に伴う修正

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。（以下後略）

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。（以下後略）

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	39	14	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	39	14	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(1) 地方自治法（令和3年3月改正法律第11号）	1	1	1	41	1	(1) 地方自治法（令和3年6月改正法律第82号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(2) 建設業法（令和元年6月改正法律第37号）	1	1	1	41	1	(2) 建設業法（令和3年5月改正法律第48号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(8) 雇用保険法（令和2年6月改正法律第54号）	1	1	1	41	1	(8) 雇用保険法（令和3年6月改正法律第58号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(10) 健康保険法（令和2年6月改正法律第52号）	1	1	1	41	1	(10) 健康保険法（令和3年6月改正法律第66号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正法律第63号）	1	1	1	41	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正法律第69号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(17) 道路運送車両法（令和2年3月改正法律第5号）	1	1	1	41	1	(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(18) 砂防法（平成22年3月改正法律第20号）	1	1	1	41	1	(18) 砂防法（平成25年11月改正法律第76号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(20) 河川法（平成29年6月改正法律第45号）	1	1	1	41	1	(20) 河川法（令和3年5月改正法律第31号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(23) 港則法（平成28年5月改正法律第42号）	1	1	1	41	1	(23) 港則法（令和3年6月改正法律第53号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(25) 下水道法（平成27年5月改正法律第22号）	1	1	1	41	1	(25) 下水道法（令和3年5月改正法律第31号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(26) 航空法（令和2年6月改正法律第61号）	1	1	1	41	1	(26) 航空法（令和3年6月改正法律第65号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(30) 環境基本法（平成30年6月改正法律第50号）	1	1	1	41	1	(30) 環境基本法（令和3年5月改正法律第36号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(38) 文化財保護法（令和2年6月改正法律第41号）	1	1	1	41	1	(38) 文化財保護法（令和3年4月改正法律第22号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(41) 消防法（平成30年6月改正法律第67号）	1	1	1	41	1	(41) 消防法（令和3年5月改正法律第36号）	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和3年11月版）						新条文（令和4年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	41	1	(43) 建築基準法（令和2年6月改正法律第43号）	1	1	1	41	1	(43) 建築基準法（令和3年5月改正法律第44号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正法律第55号）	1	1	1	41	1	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正法律第42号）	1	1	1	41	1	(48) 海上交通安全法（令和3年6月改正法律第53号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）	1	1	1	41	1	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正法律第43号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(51) 船員法（平成29年6月改正法律第45号）	1	1	1	41	1	(51) 船員法（令和3年6月改正法律第75号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正法律第41号）	1	1	1	41	1	(53) 船舶安全法（令和3年5月改正法律第43号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(55) 自然公園法（令和元年6月改正法律第37号）	1	1	1	41	1	(55) 自然公園法（令和3年5月改正法律第29号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正法律第37号）	1	1	1	41	1	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号）	1	1	1	41	1	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正法律第36号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(60) 漁業法（令和元年5月改正法律第1号）	1	1	1	41	1	(60) 漁業法（令和3年5月改正法律第47号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正法律第40号）	1	1	1	41	1	(63) 厚生年金保険法（令和3年6月改正法律第66号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(64) 航路標識法（平成28年5月改正法律第42号）	1	1	1	41	1	(64) 航路標識法（令和3年6月改正法律第53号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(68) 所得税法（令和3年3月改正法律第11号）	1	1	1	41	1	(68) 所得税法（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(70) 船員保険法（令和2年6月改正法律第52号）	1	1	1	41	1	(70) 船員保険法（令和3年6月改正法律第66号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(71) 著作権法（令和2年6月改正法律第48号）	1	1	1	41	1	(71) 著作権法（令和3年6月改正法律第52号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(72) 電波法（令和2年4月改正法律第23号）	1	1	1	41	1	(72) 電波法（令和3年3月改正法律第19号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正法律第14号）	1	1	1	41	1	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正法律第58号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正法律第37号）	1	1	1	41	1	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(82) 地方税法（令和3年2月改正法律第19号）	1	1	1	41	1	(82) 地方税法（令和4年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	41	1	(86) 建築士法（令和元年6月改正法律第37号）	1	1	1	41	1	(86) 建築士法（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)					新条文 (令和4年10月版)					改定理由																																		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																			
1	1	1	47	3	1	1	1	47	3	基準類の改定に伴う修正																																		
1	2	4	1	17	1	2	4	1	17	基準類と整合させるため修正																																		
<p>表2-5 伐開除根作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・さき類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td>根元で切りとる</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> <td>〃</td> <td>抜根除去</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	種 別				雑草・さき類	倒木	古根株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切りとる	同左	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	〃	抜根除去	〃	<p>表2-5 伐開除根作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・さき類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2">除去</td> <td rowspan="2">抜根除去</td> <td rowspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	種 別				雑草・さき類	倒木	古根株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土高1m以下の場合	根からすきとる
区 分	種 別																																											
	雑草・さき類	倒木	古根株	立木																																								
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切りとる	同左																																								
盛土高1m以下の場合	根からすきとる	〃	抜根除去	〃																																								
区 分	種 別																																											
	雑草・さき類	倒木	古根株	立木																																								
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左																																								
盛土高1m以下の場合	根からすきとる																																											
1	3	3	2	1	1	3	3	2	1	基準類の改定に伴う修正																																		
1	3	3	2	1	1	3	3	2	1	基準類の改定に伴う修正																																		

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)					新条文 (令和4年10月版)					改定理由																																																																												
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																													
1	3	5	4	3	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会基準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会基準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS変更に伴う修正																																																																										
						1	3	5	4	4	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法 (使用器具や施工方法) を施工前に施工計画書に記載しなければならない。	新規追加																																																																										
2	2	2	8	5	クラッシュラン (C-30) 及び再生クラッシュラン (RC-40) の品質規格は、第3編1-6-3 アスファルト舗装の材料 第5項の規定によらなければならない。	2	2	2	8	5	クラッシュラン (C-30) 及び再生クラッシュラン (RC-40) の品質規格は、第2編2-3-3 アスファルト舗装用骨材 第1項の規定によらなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																																																										
2	2	3	3	1	1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-6、表2-7、表2-7-1の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	1	1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-6、表2-7、表2-7-1の規格に適合するものとする。	基準類の改定に伴う修正																																																																										
						2	2	3	3	2	再生下層路盤材の粒度は、表2-7粒度範囲40～0の規格に適合するものとする。	新規追加																																																																										
2	2	3	3	2		2	2	3	3	3		番号繰り下がり																																																																										
2	2	3	3	3		2	2	3	3	4		番号繰り下がり																																																																										
2	2	3	3	1	<table border="1"> <caption>表2-7 再生砕石の粒度</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるい目の開き</th> <th colspan="2">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40～0 (RC-40) 再生下層路盤材</th> <th>40～0 (RC-40) 基礎裏込材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53 mm</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>37.5 mm</td> <td>95～100</td> <td>95～100</td> </tr> <tr> <td>31.5 mm</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>26.5 mm</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>19 mm</td> <td>50～80</td> <td>50～80</td> </tr> <tr> <td>13.2 mm</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4.75 mm</td> <td>15～40</td> <td>15～40</td> </tr> <tr> <td>2.36 mm</td> <td>5～25</td> <td>5～25</td> </tr> <tr> <td>0.425 mm</td> <td>0～21</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>0.075 mm</td> <td>0～10</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p>	ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)		40～0 (RC-40) 再生下層路盤材	40～0 (RC-40) 基礎裏込材	53 mm	100	100	37.5 mm	95～100	95～100	31.5 mm	-	-	26.5 mm	-	-	19 mm	50～80	50～80	13.2 mm	-	-	4.75 mm	15～40	15～40	2.36 mm	5～25	5～25	0.425 mm	0～21	-	0.075 mm	0～10	-	2	2	3	3	1	<table border="1"> <caption>表2-7 再生砕石の粒度</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるい目の開き</th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40～0 (RC-40)</th> <th>30～0 (RC-30)</th> <th>20～0 (RC-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53mm</td> <td>100</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95～100</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>-</td> <td>95～100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>50～80</td> <td>55～85</td> <td>95～100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>80～90</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>15～40</td> <td>15～45</td> <td>20～50</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5～25</td> <td>5～30</td> <td>10～35</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p>	ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)			40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)	53mm	100	-	-	37.5mm	95～100	100	-	31.5mm	-	95～100	-	26.5mm	-	-	100	19mm	50～80	55～85	95～100	13.2mm	-	-	80～90	4.75mm	15～40	15～45	20～50	2.36mm	5～25	5～30	10～35	基準類の改定に伴う修正
ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)																																																																																					
	40～0 (RC-40) 再生下層路盤材	40～0 (RC-40) 基礎裏込材																																																																																				
53 mm	100	100																																																																																				
37.5 mm	95～100	95～100																																																																																				
31.5 mm	-	-																																																																																				
26.5 mm	-	-																																																																																				
19 mm	50～80	50～80																																																																																				
13.2 mm	-	-																																																																																				
4.75 mm	15～40	15～40																																																																																				
2.36 mm	5～25	5～25																																																																																				
0.425 mm	0～21	-																																																																																				
0.075 mm	0～10	-																																																																																				
ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)																																																																																					
	40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)																																																																																			
53mm	100	-	-																																																																																			
37.5mm	95～100	100	-																																																																																			
31.5mm	-	95～100	-																																																																																			
26.5mm	-	-	100																																																																																			
19mm	50～80	55～85	95～100																																																																																			
13.2mm	-	-	80～90																																																																																			
4.75mm	15～40	15～45	20～50																																																																																			
2.36mm	5～25	5～30	10～35																																																																																			

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						改定理由																																												
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																													
						2	2	3	3	1	<p>表2-7-1 再生粒度調整砕石の粒度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>粒度範囲 (呼び名) ふるい目 の開き</th> <th>40~0 (RM-40)</th> <th>30~0 (RM-30)</th> <th>25~0 (RM-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>-</td> <td>95~100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>28.5mm</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>80~90</td> <td>80~90</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>55~85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>30~85</td> <td>30~85</td> <td>30~85</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>425μm</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> </tr> <tr> <td>75μm</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p>	粒度範囲 (呼び名) ふるい目 の開き	40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)	53mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	-	95~100	100	28.5mm	-	-	95~100	19mm	80~90	80~90	-	13.2mm	-	-	55~85	4.75mm	30~85	30~85	30~85	2.36mm	20~50	20~50	20~50	425μm	10~30	10~30	10~30	75μm	2~10	2~10	2~10	新規追加
粒度範囲 (呼び名) ふるい目 の開き	40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)																																																					
53mm	100																																																							
37.5mm	95~100	100																																																						
31.5mm	-	95~100	100																																																					
28.5mm	-	-	95~100																																																					
19mm	80~90	80~90	-																																																					
13.2mm	-	-	55~85																																																					
4.75mm	30~85	30~85	30~85																																																					
2.36mm	20~50	20~50	20~50																																																					
425μm	10~30	10~30	10~30																																																					
75μm	2~10	2~10	2~10																																																					
						2	2	3	3	2	再生下層路盤材の粒度は、表2-7粒度範囲40~0の規格に適合するものとする。	新規追加																																												
2	2	3	3	2		2	2	3	3	3		番号繰り下がり																																												
2	2	3	3	3		2	2	3	3	4		番号繰り下がり																																												
2	2	3	3	4		2	2	3	3	5		番号繰り下がり																																												
2	2	3	3	5		2	2	3	3	6		番号繰り下がり																																												
2	2	3	3	6		2	2	3	3	7		番号繰り下がり																																												
2	2	3	3	7		2	2	3	3	8		番号繰り下がり																																												
2	2	3	3	8		2	2	3	3	9		番号繰り下がり																																												
2	2	3	3	9		2	2	3	3	10		番号繰り下がり																																												
2	2	3	3	10		2	2	3	3	11		番号繰り下がり																																												
2	2	3	3	11		2	2	3	3	12		番号繰り下がり																																												
2	2	3	6	1	<p>表2-18舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>薄膜加熱度残留率%</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比%</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	薄膜加熱度残留率%	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	2	2	3	6	1	<p>表2-18舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>薄膜加熱針入度 残留率%</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の 変化率%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の 針入比%</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	薄膜加熱針入度 残留率%	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の 変化率%	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入比%	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	基準類の改定に伴う修正				
薄膜加熱度残留率%	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																	
蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																	
薄膜加熱針入度 残留率%	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																	
蒸発後の 変化率%	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																	
蒸発後の 針入比%	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																	

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第118号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	基準類の改定に伴う修正
2	2	9	1	3	芝は設計図書に明示した場合を除き半土付野芝とする。	2	2	9	1	3	人工芝の種類及び品質は設計図書によるものとする。	基準類の改定に伴う修正
2	2	9	1	4	筋芝工に使用する芝は半土付野芝とし、巾は14cm程度とする。	2	2	9	1	4	(削除)	基準類の改定に伴う削除
2	2	10	1	5	伸縮目地の目地材は歴青系目地材（t=10mm）及び樹脂系目地材（t=10mm）とする。	2	2	10	1	5	(削除)	基準類の改定に伴う削除
2	2	10	2	1	目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。 目地材は、厚さ1.8cm以上の杉板又はこれと同等品以上の材料を用いるものとする。	2	2	10	2	1	目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。	基準類の改定に伴う修正
2	2	11	1	4	受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは下塗塗料は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5621（一般用さび止めペイント） JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント） JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント） JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	2	2	11	1	4	受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは下塗塗料は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5621（一般用さび止めペイント） JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	基準類の改定に伴う修正
2	2	11	1	7	鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。 (1) 「鋼道路橋防食便覧」（平成26年3月（社）日本道路協会）によるC-5系を基本とする。 (2) 一般環境に架設する場合は、20年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。なお、使用材料等については、監督員の承諾を受けるものとする。 (3) I系の塗り替えについては、監督員と協議するものとする。	2	2	11	1	7	鋼橋塗装に使用する塗料は、JIS規格もしくは「鋼道路橋防食便覧」（平成26年3月（社）日本道路協会）による鋼道路橋塗装用塗料標準に適合した塗料を使用する。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)																																																																																																																																																																																																																										
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由																																																																																																																																																																																																																				
2	2	12	1	1	標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標示板 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板) JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部: キャスト板) JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部: 押出板) ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)	2	2	12	1	1	標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標示板 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯) JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部: キャスト板) JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部: 押出板) ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)	JISの改定に伴う修正																																																																																																																																																																																																																				
2	2	12	1	1	<p style="text-align: center;">表 2-34 色度範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">色</th> <th colspan="8">色度座標の範囲</th> <th colspan="2">Y値の限界 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="2">4</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> </tr> <tr> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白</td> <td>0.303</td> <td>0.300</td> <td>0.368</td> <td>0.366</td> <td>0.340</td> <td>0.393</td> <td>0.274</td> <td>0.329</td> <td>-</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>0.498</td> <td>0.412</td> <td>0.557</td> <td>0.442</td> <td>0.479</td> <td>0.520</td> <td>0.438</td> <td>0.472</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td>0.500</td> <td>0.353</td> <td>0.600</td> <td>0.280</td> <td>0.720</td> <td>0.280</td> <td>0.631</td> <td>0.369</td> <td>15</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>0.140</td> <td>0.035</td> <td>0.244</td> <td>0.210</td> <td>0.190</td> <td>0.255</td> <td>0.065</td> <td>0.216</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>0.026</td> <td>0.399</td> <td>0.166</td> <td>0.346</td> <td>0.286</td> <td>0.446</td> <td>0.207</td> <td>0.771</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>蛍光黄</td> <td>0.479</td> <td>0.520</td> <td>0.446</td> <td>0.483</td> <td>0.512</td> <td>0.421</td> <td>0.557</td> <td>0.442</td> <td>-</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>シズオカ ブラウン</td> <td>0.330</td> <td>0.340</td> <td>0.390</td> <td>0.480</td> <td>0.470</td> <td>0.380</td> <td>0.400</td> <td>0.290</td> <td>3</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色度範囲は標準光D65による ※試験及び測定方法はJIS Z 8722による</p>	色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1		2		3		4		上限	下限	x	y	x	y	x	y	x	y	白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	-	38	黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	45	20	赤	0.500	0.353	0.600	0.280	0.720	0.280	0.631	0.369	15	3	青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	10	1	緑	0.026	0.399	0.166	0.346	0.286	0.446	0.207	0.771	12	2	蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.442	-	40	シズオカ ブラウン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3	0.5	2	2	12	1	1	(4) 反射シート <p style="text-align: center;">表 2-34 色度範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">色</th> <th colspan="8">色度座標の範囲</th> <th colspan="2">Y値の限界 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1.</th> <th colspan="2">2.</th> <th colspan="2">3.</th> <th colspan="2">4.</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> </tr> <tr> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白</td> <td>0.274</td> <td>0.329</td> <td>0.303</td> <td>0.300</td> <td>0.368</td> <td>0.366</td> <td>0.340</td> <td>0.363</td> <td>-</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>0.479</td> <td>0.521</td> <td>0.438</td> <td>0.472</td> <td>0.468</td> <td>0.412</td> <td>0.558</td> <td>0.442</td> <td>-</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td>0.649</td> <td>0.351</td> <td>0.565</td> <td>0.346</td> <td>0.629</td> <td>0.281</td> <td>0.735</td> <td>0.265</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>0.140</td> <td>0.035</td> <td>0.244</td> <td>0.210</td> <td>0.190</td> <td>0.255</td> <td>0.065</td> <td>0.216</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>0.026</td> <td>0.399</td> <td>0.166</td> <td>0.364</td> <td>0.286</td> <td>0.446</td> <td>0.207</td> <td>0.771</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>蛍光黄</td> <td>0.479</td> <td>0.520</td> <td>0.446</td> <td>0.483</td> <td>0.512</td> <td>0.421</td> <td>0.557</td> <td>0.442</td> <td>-</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>シズオカ ブラウン</td> <td>0.330</td> <td>0.340</td> <td>0.390</td> <td>0.480</td> <td>0.470</td> <td>0.380</td> <td>0.400</td> <td>0.290</td> <td>3</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色度範囲は標準光D65による ※試験及び測定方法はJIS Z 9117による</p>	色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1.		2.		3.		4.		上限	下限	x	y	x	y	x	y	x	y	白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.363	-	27	黄	0.479	0.521	0.438	0.472	0.468	0.412	0.558	0.442	-	15	赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	-	3	青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	-	1	緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	-	3	蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.442	-	40	シズオカ ブラウン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3	0.5	JISの改定に伴う修正
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																																																																							
	1		2		3		4		上限	下限																																																																																																																																																																																																																						
	x	y	x	y	x	y	x	y																																																																																																																																																																																																																								
白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	-	38																																																																																																																																																																																																																						
黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	45	20																																																																																																																																																																																																																						
赤	0.500	0.353	0.600	0.280	0.720	0.280	0.631	0.369	15	3																																																																																																																																																																																																																						
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	10	1																																																																																																																																																																																																																						
緑	0.026	0.399	0.166	0.346	0.286	0.446	0.207	0.771	12	2																																																																																																																																																																																																																						
蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.442	-	40																																																																																																																																																																																																																						
シズオカ ブラウン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3	0.5																																																																																																																																																																																																																						
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																																																																							
	1.		2.		3.		4.		上限	下限																																																																																																																																																																																																																						
	x	y	x	y	x	y	x	y																																																																																																																																																																																																																								
白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.363	-	27																																																																																																																																																																																																																						
黄	0.479	0.521	0.438	0.472	0.468	0.412	0.558	0.442	-	15																																																																																																																																																																																																																						
赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	-	3																																																																																																																																																																																																																						
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	-	1																																																																																																																																																																																																																						
緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	-	3																																																																																																																																																																																																																						
蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.442	-	40																																																																																																																																																																																																																						
シズオカ ブラウン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3	0.5																																																																																																																																																																																																																						
					<p style="text-align: center;">表 2-34-1 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位: cd/lx/m² ※試験及び測定方法はJIS Z 9117 (再帰性反射材) による</p>	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2						<p style="text-align: center;">表 2-34-1 反射性能(反射シートの再帰反射係数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> <th>蛍光黄</th> <th>シズオカ ブラウン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12°</td> <td>5°</td> <td>570</td> <td>380</td> <td>75</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>275</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>235</td> <td>190</td> <td>45</td> <td>16</td> <td>25</td> <td>160</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20°</td> <td>5°</td> <td>400</td> <td>280</td> <td>54</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>190</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>29</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>95</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30°</td> <td>5°</td> <td>300</td> <td>230</td> <td>45</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>150</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>29</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1°</td> <td>5°</td> <td>120</td> <td>70</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>2.5</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位: cd/lx/m² ※試験及び測定方法はJIS Z 9117 (再帰性反射材) による</p>	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	蛍光黄	シズオカ ブラウン	12°	5°	570	380	75	50	70	275	6.5	30°	235	190	45	16	25	160	2.6	20°	5°	400	280	54	30	50	190	4.5	30°	170	140	29	12	19	95	1.9	30°	5°	300	230	45	30	45	150	-	30°	170	140	29	12	19	100	-	1°	5°	120	70	14	5	10	50	1.4	30°	50	40	8	2.5	5	30	0.5	JISの改定に伴う修正																																																																							
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																																										
12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																																																																																																										
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																																																																										
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																																																																																																										
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																																																																										
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																																																																										
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																																																																																																										
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																																										
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																																										
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																																																																																																										
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	蛍光黄	シズオカ ブラウン																																																																																																																																																																																																																								
12°	5°	570	380	75	50	70	275	6.5																																																																																																																																																																																																																								
	30°	235	190	45	16	25	160	2.6																																																																																																																																																																																																																								
20°	5°	400	280	54	30	50	190	4.5																																																																																																																																																																																																																								
	30°	170	140	29	12	19	95	1.9																																																																																																																																																																																																																								
30°	5°	300	230	45	30	45	150	-																																																																																																																																																																																																																								
	30°	170	140	29	12	19	100	-																																																																																																																																																																																																																								
1°	5°	120	70	14	5	10	50	1.4																																																																																																																																																																																																																								
	30°	50	40	8	2.5	5	30	0.5																																																																																																																																																																																																																								

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

編 章 節 条 項					現行条文 (令和3年11月版)	編 章 節 条 項					新条文 (令和4年10月版)	改定理由																																																																																																																																																																					
					<p>表2-35 色度範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">色</th> <th colspan="8">色度座標の範囲</th> <th colspan="2">Y値の限界 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="2">4</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> </tr> <tr> <th>x</th> <th>Y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白</td> <td>0.303</td> <td>0.300</td> <td>0.368</td> <td>0.366</td> <td>0.340</td> <td>0.393</td> <td>0.274</td> <td>0.329</td> <td>—</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>0.078</td> <td>0.171</td> <td>0.150</td> <td>0.220</td> <td>0.210</td> <td>0.160</td> <td>0.137</td> <td>0.038</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">印刷色</td> <td>淡い赤</td> <td>0.585</td> <td>0.290</td> <td>0.560</td> <td>0.370</td> <td>0.380</td> <td>0.360</td> <td>0.350</td> <td>0.320</td> <td>30</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>淡い緑</td> <td>0.315</td> <td>0.365</td> <td>0.300</td> <td>0.540</td> <td>0.155</td> <td>0.540</td> <td>0.270</td> <td>0.365</td> <td>32</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>淡い黄</td> <td>0.510</td> <td>0.450</td> <td>0.520</td> <td>0.390</td> <td>0.370</td> <td>0.365</td> <td>0.330</td> <td>0.440</td> <td>45</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色度範囲は標準光D65による ※試験及び測定方法はJIS Z 8722による</p>	色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1		2		3		4		上限	下限	x	Y	x	y	x	y	x	y	白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	—	38	青	0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1	印刷色	淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5	淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9	淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10	<p>表2-35 色度範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">色</th> <th colspan="8">色度座標の範囲</th> <th colspan="2">Y値の限界 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="2">4</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> </tr> <tr> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白</td> <td>0.274</td> <td>0.329</td> <td>0.303</td> <td>0.300</td> <td>0.368</td> <td>0.366</td> <td>0.340</td> <td>0.303</td> <td>—</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>0.078</td> <td>0.171</td> <td>0.150</td> <td>0.220</td> <td>0.210</td> <td>0.160</td> <td>0.137</td> <td>0.038</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">印刷色</td> <td>淡い赤</td> <td>0.585</td> <td>0.290</td> <td>0.560</td> <td>0.370</td> <td>0.380</td> <td>0.360</td> <td>0.350</td> <td>0.320</td> <td>30</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>淡い緑</td> <td>0.315</td> <td>0.365</td> <td>0.300</td> <td>0.540</td> <td>0.155</td> <td>0.540</td> <td>0.270</td> <td>0.365</td> <td>32</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>淡い黄</td> <td>0.510</td> <td>0.450</td> <td>0.520</td> <td>0.390</td> <td>0.370</td> <td>0.365</td> <td>0.330</td> <td>0.440</td> <td>45</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色度範囲は標準光D65による ※試験及び測定方法はJIS Z 9117による</p>	色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1		2		3		4		上限	下限	x	y	x	y	x	y	x	y	白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.303	—	27	青	0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1	印刷色	淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5	淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9	淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10	JISの改定に伴う修正
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																								
	1		2		3		4		上限	下限																																																																																																																																																																							
	x	Y	x	y	x	y	x	y																																																																																																																																																																									
白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	—	38																																																																																																																																																																							
青	0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1																																																																																																																																																																							
印刷色	淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5																																																																																																																																																																						
	淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9																																																																																																																																																																						
	淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10																																																																																																																																																																						
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																								
	1		2		3		4		上限	下限																																																																																																																																																																							
	x	y	x	y	x	y	x	y																																																																																																																																																																									
白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.303	—	27																																																																																																																																																																							
青	0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1																																																																																																																																																																							
印刷色	淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5																																																																																																																																																																						
	淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9																																																																																																																																																																						
	淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10																																																																																																																																																																						
					<p>表2-35-1 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位: cd/lx/m² ※試験及び測定方法はJIS Z 9117による</p>	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	57	14	7.0	11	40°	95	54	13	7.0	11	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	<p>表2-35-1 反射性能(反射シートの再帰反射係数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角</th> <th rowspan="2">入射角</th> <th rowspan="2">白</th> <th rowspan="2">青</th> <th colspan="3">印刷色</th> </tr> <tr> <th>淡い赤</th> <th>淡い緑</th> <th>淡い黄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12°</td> <td>5°</td> <td>570</td> <td>14</td> <td>125</td> <td>110</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>235</td> <td>7.7</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20°</td> <td>5°</td> <td>400</td> <td>10</td> <td>80</td> <td>75</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>170</td> <td>4.9</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1°</td> <td>5°</td> <td>120</td> <td>2.8</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>50</td> <td>1.8</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位: cd/lx/m² ※試験及び測定方法はJIS Z 9117による</p>	観測角	入射角	白	青	印刷色			淡い赤	淡い緑	淡い黄	12°	5°	570	14	125	110	140	30°	235	7.7	70	50	75	20°	5°	400	10	80	75	95	30°	170	4.9	40	35	45	1°	5°	120	2.8	25	20	25	30°	50	1.8	11	10	15	JISの改定に伴う修正																																																									
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																											
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																																																											
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																																																											
	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																																																											
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																																																											
	30°	100	57	14	7.0	11																																																																																																																																																																											
	40°	95	54	13	7.0	11																																																																																																																																																																											
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																											
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																											
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																																																											
観測角	入射角	白	青	印刷色																																																																																																																																																																													
				淡い赤	淡い緑	淡い黄																																																																																																																																																																											
12°	5°	570	14	125	110	140																																																																																																																																																																											
	30°	235	7.7	70	50	75																																																																																																																																																																											
20°	5°	400	10	80	75	95																																																																																																																																																																											
	30°	170	4.9	40	35	45																																																																																																																																																																											
1°	5°	120	2.8	25	20	25																																																																																																																																																																											
	30°	50	1.8	11	10	15																																																																																																																																																																											
2	2	12	2	2	<p>表2-38 区画線の幅及び色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>幅 (cm)</th> <th>色 彩</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車道中央線</td> <td>15</td> <td>黄・白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車道外側線</td> <td>15, 20</td> <td>白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車道境界線</td> <td>15</td> <td>黄・白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記号及び文字、その他</td> <td>15, 20, 30, 45</td> <td>黄・白</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	幅 (cm)	色 彩	摘 要	車道中央線	15	黄・白		車道外側線	15, 20	白		車道境界線	15	黄・白		記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・白		2	2	12	2	2	<p>表2-38 区画線の幅及び色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>幅 (cm)</th> <th>色 彩</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車道中央線</td> <td>15, 20</td> <td>黄・白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車道外側線</td> <td>15, 20</td> <td>白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車道境界線</td> <td>15</td> <td>黄・白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記号及び文字、その他</td> <td>15, 20, 30, 45</td> <td>黄・白</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	幅 (cm)	色 彩	摘 要	車道中央線	15, 20	黄・白		車道外側線	15, 20	白		車道境界線	15	黄・白		記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・白		JISの改定に伴う修正																																																																																																																													
種 別	幅 (cm)	色 彩	摘 要																																																																																																																																																																														
車道中央線	15	黄・白																																																																																																																																																																															
車道外側線	15, 20	白																																																																																																																																																																															
車道境界線	15	黄・白																																																																																																																																																																															
記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・白																																																																																																																																																																															
種 別	幅 (cm)	色 彩	摘 要																																																																																																																																																																														
車道中央線	15, 20	黄・白																																																																																																																																																																															
車道外側線	15, 20	白																																																																																																																																																																															
車道境界線	15	黄・白																																																																																																																																																																															
記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・白																																																																																																																																																																															

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
2	2	13	2	1	合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6745 (プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) JIS K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管) JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) JIS K 5350 (強化プラスチック複合管) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管) JWWA K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手) FRPM K 111 (強化プラスチック複合管内圧管)	2	2	13	2	1	合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6745 (プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) JIS K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管) JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管) JIS K 5350 (強化プラスチック複合管) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管) JWWA K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手) FRPM K 111 (強化プラスチック複合管内圧管)	JISの改定に伴う修正
2	2	13	2	1	ゴム製止水板の形状・寸法は JIS K 6773塩化ビニル樹脂製止水板に準ずるとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。	2	2	13	2	1	ゴム製止水板の形状・寸法は JIS K 6773ポリ塩化ビニル樹脂製止水板に準ずるとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。	JISの改定に伴う修正
3	1	2	1	1	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成22年6月一部改正)	3	1	2	1	1	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年6月一部改正)	基準類の改定に伴う修正
3	1	2	1	1	環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成28年3月)	3	1	2	1	1	環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月)	基準類の改定に伴う修正
3	1	2	1	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	3	1	2	1	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 / ポラードの設置便覧 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
3	1	2	1	1	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	3	1	2	1	1	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)	基準類の改定に伴う修正
3	1	2	1	1	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定 (平成24年3月))	3	1	2	1	1	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定 (令和3年4月))	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)					新条文 (令和4年10月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
3	1	3	2	4	(7)鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	3	1	3	2	4	(7)以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長時間滞留または接触する場所	基準類の改定に伴う修正
3	1	3	2	5	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m ² （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。	3	1	3	2	5	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ77）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ49）の49μm（膜厚）以上としなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	1	3	2	6	(2)⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び根付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/m ² （片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	1	3	2	6	(2)⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び根付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ49）の49μm（膜厚）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	1	3	6	15	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。	3	1	3	6	15	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ77）77μm（膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ63）63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ49）49μm（膜厚）以上としなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	1	3	7	3	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/m ² （片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。	3	1	3	7	3	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ49）の49μm（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	1	3	15	1	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	3	1	3	15	1	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	1	3	23	18	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m2単位毎に25点（1点あたり5点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。	3	1	3	23	18	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m2単位毎に25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。	基準類の改定に伴う修正
3	1	3	24	9	受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管するものとし、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。						(削除)	内容重複のため削除
3	1	4	4	13	(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規格による。	3	1	4	4	13	(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規格による。	JISの改定に伴う修正
3	1	4	4	13	(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。	3	1	4	4	13	(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定による。	JISの改定に伴う修正
3	1	4	4	13	(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。	3	1	4	4	13	(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定による。	JIS改定に伴う修正
3	1	4	4	13	(2)受注者は、鋼管杭及びH鋼坑の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。	3	1	4	4	21	(2) 溶接工は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）又はJIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。なお、同等以上の試験とは、WES 8106（基礎杭溶接技能者の資格認証基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						改定理由																								
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																									
3	1	4	4	13	(7) 表1-18 現場円周溶接部の目違いの許容値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>外径</th> <th>許容値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700 mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700 mm 以上1016 mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$3\text{ mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mm以上1524 mm 以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$4\text{ mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外径	許容値	摘要	700 mm未満	2mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700 mm 以上1016 mm以下	3mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mm以上1524 mm 以下	4mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	3	1	4	4	21	(7) 表1-18 現場円周溶接部の目違いの許容値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>外径</th> <th>許容値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700 mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700 mm 以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$3\text{ mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mm以上2000mm 以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を$4\text{ mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外径	許容値	摘要	700 mm未満	2mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700 mm 以上1016mm以下	3mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mm以上2000mm 以下	4mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	基準類の改定に伴う修正
外径	許容値	摘要																																		
700 mm未満	2mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																																		
700 mm 以上1016 mm以下	3mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																		
1016mm以上1524 mm 以下	4mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																		
外径	許容値	摘要																																		
700 mm未満	2mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																																		
700 mm 以上1016mm以下	3mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																		
1016mm以上2000mm 以下	4mm以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																		
3	1	4	9	11	(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	3	1	4	9	11	(2) 溶接工は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）又はJIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。なお、同等以上の試験とは、WES 8106（基礎杭溶接技能者の資格認証基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。	基準類の改定に伴う修正																								
3	1	6	1	3	上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント瀝青安定処理工法を標準とするものとする。	3	1	6	1	3	上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。	誤記修正																								
3	1	6	2	1	舗装工で使用する材料については、第1編1-6-3アスファルト舗装の材料、第1編1-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	3	1	6	2	1	舗装工で使用する材料については、第3編1-6-3アスファルト舗装の材料、第3編1-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	誤記修正																								
3	1	6	6	4	橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	6	4	橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正																								

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)					新条文 (令和4年10月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
3	1	6	7	3	(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項 (2) ~ (6) により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で1~2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	3	1	6	7	3	(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項 (2) ~ (4) により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で1~2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	誤記修正
3	1	6	12	3	(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項 (2) ~ (6) により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で1~2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	3	1	6	7	3	(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項 (2) ~ (4) により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で1~2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	誤記修正
3	1	6	12	4	(26) 受注者は、アスファルト中間層の表面には、コンクリート舗設に先立って、石粉等を設計図書に示す量を均等に塗布しなければならない。						(削除)	重複のため削除
3	1	7	5	4	(8)① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。 ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。	3	1	7	5	4	(8)① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。 ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。	JISの改定に伴う修正
3	1	10	15	9	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	3	1	10	15	9	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル(吸入性)粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	1	12	7	1	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ②受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550 g/m ² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350 g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	1	12	7	1	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ②受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種 (HDZT77) の77 μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZT49) の49 μm (膜厚) 以上としなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	1	14	2	1	種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプ又はモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）又は有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ1～10cmに吹付けるものとする。	3	1	14	2	1	種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプ又はモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）又は有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3～10cmに吹付けるものとする。	誤記修正
3	1	17	2	2	コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012)又は、水輸送用塗覆装鋼管—第3部：外面プラスチック被覆(JIS G 3443-3)によるものとする。	3	1	17	2	2	コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、長寿命形水道用ジョイントコート(WSP 012)又は、水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命形外面プラスチック被覆(JIS G 3443-3)によるものとする。	JISの改定に伴う修正
3	1	20	2	8	受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。							重複削除
3	1	20	2	9		3	1	20	2	8		削除に伴う繰上り
3	1	20	2	10		3	1	20	2	9		削除に伴う繰上り
3	1	20	2	11		3	1	20	2	10		削除に伴う繰上り
4	1	4	1	1	作業土工の施工については、第1編1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	4	1	4	1	1	作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	誤記修正
4	3	7	2	4	型枠及び支保の施工については、第1編 3章 8節 型枠及び支保の規定による。	4	3	7	2	4	型枠及び支保の施工については、第1編 第3章 第8節 型枠・支保の規定による。	誤記修正
4	3	12	2	1	吹付工の施工については、第1編1-14-3吹付工の規定による。	4	3	12	2	1	吹付工の施工については、第3編1-14-3吹付工の規定による。	誤記修正
4	4	1	1	1	本章は、管水路工事における土工、構造物撤去工、管体基礎工、管体工、弁室工、流量計室工、減圧水槽工、スラストブロック工、付帯工及び通水試験その他これらに類する工種に適用する。	4	4	1	1	1	本章は、管水路工事における土工、構造物撤去工、管体基礎工、管体工、弁室工、流量計室工、減圧水槽工、スラストブロック工、付帯工及び通水試験その他これらに類する工種に適用する。	誤記修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)					新条文 (令和4年10月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
4	4	2	2	2	(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。 なお、管長が5m以上で呼び径700mm以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途設計図書による。	4	4	2	2	2	(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2、労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号及び平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
4	4	2	2	2	(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、砂基礎内に捨梁を存置してはならない。	4	4	2	2	2	(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、 基床部 内に捨梁を存置してはならない。	基準類の改定に伴う修正
4	4	2	2	3	枕木及び梯子胴木基礎工 (1) 受注者は、枕木基礎は正確に高さを調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触とならないよう施工しなければならない。 (2) 梯子胴木基礎における各部材は、釘、かすがい等で強固に連結し、特に胴木は、地盤の連続的な支持を得るよう相欠き又は重ね構造とし、釘、かすがい等で固定するものとする。						(削除)	基準類の改定に伴う削除
4	4	2	2	4	構造物	4	4	2	2	3	構造物	削除に伴う繰り上げ
4	4	6	4	2	(3) 塗覆装 1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1. 工場製作(3)塗覆装の規定によるものとする。なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わないものとする。	4	4	6	4	2	(3) 塗覆装 1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1. 工場製作(3)塗覆装の規定によるものとする。なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わないことを原則とする。ただし、内面塗装の施工管理、品質管理及び安全管理が確実にされる場合は、この限りではない。	基準類の改定に伴う修正
4	4	7	2	2	型枠の施工については、第1編 第3章 第8節 型枠及び支保 の規定による。	4	4	7	2	2	型枠の施工については、第1編 第3章 第8節 型枠・支保 の規定による。	誤句修正
4	4	8	1	1	作業土工の施工については、 第3節1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	4	4	8	1	1	作業土工の施工については、 第3編1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	誤記修正
4	4	9	2	1	基礎工の施工については、第3編 第3章 第4節 基礎工の規定による。	4	4	9	2	1	基礎工の施工については、第3編 第1章 第4節 基礎工の規定による。	誤記修正
4	4	9	2	2	型枠の施工については、第1編 第3章 第8節 型枠及び支保 の規定による。	4	4	9	2	2	型枠の施工については、第1編 第3章 第8節 型枠・支保 の規定による。	誤句修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
4	5	2	1	1	国土交通省 河川砂防技術基準(案)	4	5	2	1	1	国土交通省 河川砂防技術基準	基準類の改定に伴う修正
4	5	3	4	1	残土処理工の施工については、第1編2-4-6残土処理工の規定による。	4	5	3	4	1	残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。	誤記修正
4	5	6	3	1	間詰コンクリートの施工については、第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定による。	4	5	6	3	1	間詰コンクリートの施工については、第1編 第3章 無筋、鉄筋コンクリートの規定による。	誤記修正
4	5	9	10	1	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 第5章 第4節 型枠及び支保の規定による。	4	5	9	10	1	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 第3章 第8節 型枠・支保の規定による。	誤記修正
4	5	9	12	1	受注者は、支承工の施工について、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4	5	9	12	1	受注者は、支承工の施工について、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
4	7	4	1	3	型枠の施工については、第1編 第3章 第8節 型枠及び支保の規定による。	4	7	4	1	3	型枠の施工については、第1編 第3章 第8節 型枠・支保の規定による。	誤句修正
4	7	5	1	3	型枠の施工については、第1編 第3章 第9節 型枠及び支保の規定による。	4	7	5	1	3	型枠の施工については、第1編 第3章 第9節 型枠・支保の規定による。	誤句修正
4	8	2	2	1	ため池工事の対象は高さ(堤高)15m未満のフィルタイプのため池(調整池を含む。)とし、高さ(堤高)15m以上のため池については、土木工事共通仕様書(農林水産省、平成31年3月)第2編第10章フィルダムによる。	4	8	2	2	1	ため池工事の対象は高さ(堤高)15m未満のフィルタイプのため池(調整池を含む。)とし、高さ(堤高)15m以上のため池については、土木工事共通仕様書(農林水産省、令和4年3月)第2編第10章フィルダムによる。	基準類の改定に伴う修正
4	8	3	9	1	受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、建設汚泥再生利用技術基準(案)の第4種建設発生土相当以上(コーン指数(qc)が200kN/m ² 以上若しくは一軸圧縮強度(qu)が50kN/m ² 以上)に改良しなければならない。なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。	4	8	3	9	1	受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、「建設汚泥処理土利用基準」の第4種処理土相当以上(コーン指数(qc)が200kN/m ² 以上又は一軸圧縮強度(qu)が50kN/m ² 以上)に改良しなければならない。なお、第4種処理土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。	基準類の改定に伴う修正
4	8	3	9	2	受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「水質汚濁防止法に基づく排水基準(一律排水基準)」を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議するものとする。	4	8	3	9	2	受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「土壌汚染対策法」を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議するものとする。	基準類の改定に伴う修正
4	8	7	1	9	受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、建設汚泥再生利用技術基準(案)の第4種建設発生土相当以上(コーン指数(qc)が200kN/m ² 以上若しくは一軸圧縮強度(qu)が50kN/m ² 以上)に改良しなければならない。なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。	4	8	7	1	9	受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、「建設汚泥処理土利用基準」の第4種処理土相当以上(コーン指数(qc)が200kN/m ² 以上又は一軸圧縮強度(qu)が50kN/m ² 以上)に改良しなければならない。なお、第4種処理土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
4	8	7	1	10	受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (一律排水基準) 」を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議するものとする。	4	8	7	1	10	受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「 土壌汚染対策法 」を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議するものとする。	基準類の改定に伴う修正
4	9	5	1	1	通信・換気設備工	4	9	5	1	1	通信 及び 換気設備工	基準類の改定に伴う修正
5	1	2	1	1	日本治山治水協会 治山技術基準解説 (総則・山地治山編) (平成21年10月)	5	1	2	1	1	日本治山治水協会 治山技術基準解説 (総則・山地治山編) (令和2年5月)	基準類の改定に伴う修正
6	2	2	1	1	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (案) (平成26年12月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月) 農林水産省 施設機械工事等共通仕様書 (平成30年3月) 農林水産省 施設機械工事等施工管理基準 (平成30年3月)	6	2	2	1	1	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月) 農林水産省 施設機械工事等共通仕様書 (令和4年3月) 農林水産省 施設機械工事等施工管理基準 (令和4年3月)	基準類の改定に伴う修正
6	2	6	5	1	銘板及び表示板の材質は、 鋳物用黄銅合金地金 (JIS H 2202) とする。	6	2	6	5	1	銘板及び表示板の材質は、 鋳物用銅合金地金 (JIS H 2202) とする。	基準類の改定に伴う修正
6	3	2	1	1	(一社)ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年3月)	6	3	2	1	1	(一社)ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)	基準類の改定に伴う修正
6	3	2	1	1	農林水産省 施設機械工事等施工管理基準 (令和3年3月)	6	3	2	1	1	農林水産省 施設機械工事等施工管理基準 (令和4年3月)	基準類の改定に伴う修正
6	3	12	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	6	3	12	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	3	13	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	6	3	13	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	3	16	1	2	受注者は、舗装工において使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	6	3	16	1	2	受注者は、舗装工において使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和3年11月版）						新条文（令和4年10月版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
6	4	2	1	1	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年3月）	6	4	2	1	1	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	基準類の改定に伴う修正
6	4	8	10	1	受注者は、支承の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規程による。これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	8	10	1	受注者は、支承の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規程による。これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	4	13	6	1	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規程による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	13	6	1	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規程による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	4	14	3	1	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規程による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	14	3	1	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規程による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	4	15	3	1	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規程による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	15	3	1	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規程による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	2	1	1	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年3月）	6	5	2	1	1	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	基準類の改定に伴う修正
7	1	2	1	1	農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」（平成16年3月）	7	1	2	1	1	農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」（令和4年5月）	基準類の改定に伴う修正
7	1	2	1	1	PCフレーム協会 PCフレームアンカー工法・設計・施工の手引き（マニュアル）（平成24年9月）	7	1	2	1	1	PCフレーム協会 PCフレーム工法・設計・施工の手引き（マニュアル）（平成24年9月）	誤記修正
8	1	2	1	1	日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	8	1	2	1	1	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	基準類の改定に伴う修正
8	2	2	1	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	8	2	2	1	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 /ポラードの設置便覧（令和3年3月）	基準類の改定に伴う修正
8	2	4	1	2	受注者は、舗装工において使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	2	4	1	2	受注者は、舗装工において使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
8	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「 防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工の規定」(日本道路協会、 平成28年12月)の規程、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編1-3-8路側防護柵工、1-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 4-1. 施工の規定」(日本道路協会、 令和3年3月)の規程、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編1-3-8路側防護柵工、1-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
8	4	2	1	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	8	4	2	1	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
8	4	2	1	1	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)	8	4	2	1	1	日本道路協会 鋼道路橋疲労設計便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
8	5	2	1	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	8	5	2	1	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
8	5	2	1	1	国土開発技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針 平成9年7月	8	5	2	1	1	国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針 平成30年8月	基準類の改定に伴う修正
9	1	2	1	1	国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル 平成21年4月	9	1	2	1	1	国土技術研究センター 河川土工マニュアル 平成21年4月	基準類の改定に伴う修正
9	1	6	1	2	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、 平成15年3月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章施工」(地盤震工学会、 平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。	9	1	6	1	2	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、 平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章施工」(地盤震工学会、 平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
9	1	10	4		伐採工	9	1	10	4	0	樹木伐採・抜根工	基準類の改定に伴う修正
9	1	10	4	1	受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。						受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。 また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
						9	1	10	4	2	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	規則類と整合を図るため追加

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年11月版)						新条文 (令和4年10月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
9	1	10	4	2	受注者は、伐根の施工については、主要な根株を切断、掘り取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。	9	1	10	4	3	受注者は、 高木伐根 、 中低木伐根 の施工については、主要な根株を切断、掘り取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。	基準類の改定に伴う修正及び追加に伴い順番繰り下げ
						9	1	10	5	0	工事支障木対策工	新規追加
9	1	10	5	0	発生材再利用工	9	1	10	6	0	発生材再利用工	基準類の改定に伴う移動
9	2	5	0	0	樹木整姿工						(削除)	基準類の改定に伴う修正
9	2	6	0	0	公園施設等撤去・移設工	9	2	5	0	0	公園施設等撤去・移設工	基準類の改定に伴う移動
9	3	0	0	0	施設整備	9	4	0	0	0	施設整備	基準類の改定に伴う移動